

# さつま町住宅団地の賃貸方式導入のご案内

さつま町では、定住促進の一環として住宅を建築される方のために、住宅団地を整備しておりますが、現在までの分譲方式に加え、佐志ニュータウン・湯田原ニュータウン・鶴田赤坂ニュータウンの3区画を対象に、20年間の賃貸方式による契約希望者を募集いたします。

賃貸方式の内容は次のとおりであります。詳細につきましては、定住促進室までお問い合わせください。

## 募集内容

### 1. 募集予定区画数、対象住宅団地及び1月当たりの賃貸料

募集予定区画数 3区画

希望される区画の分譲価格に当該区画の固定資産税相当額を合算後1坪当たりの単価を算定し、区画面積の坪数により算定された額とします。

#### 対象となる住宅団地

対象となる住宅団地		1坪当たりの月額賃貸料
佐志ニュータウン	(未分譲区画 24区画)	(約130円～212円)
湯田原ニュータウン	(未分譲区画 17区画)	(約129円～195円)
鶴田赤坂ニュータウン	(未分譲区画 6区画)	(約151円～165円)

### 2. 賃貸契約の期間

20年間 (例) 平成18年8月契約の場合、平成38年7月までとなります。

### 3. 賃貸の条件

- (1) さつま町に永住を希望し、住民登録のできる方
- (2) 本人の年間所得金額が120万円以上の勤労者の方
- (3) 年間所得金額が120万円以上ある連帯保証人を確保できる方
- (4) 賃貸契約締結後2年以内に自己の住宅建築に着手できる方

### 4. 申請手続き等

- (1) 賃貸契約を希望される方は、役場本庁定住促進室又は総合支所総務管理課に申請書を請求し、必要事項を記入の上、関係書類を添えて申請してください。
- (2) 申請された内容を審査し賃貸の条件を充足している申請者は、申請者名簿に登載します。
- (3) 今回の募集については、平成18年7月20日(木)午後5時までを申請期間とします。  
申請者が3名を超えた場合、区画が重複した場合には、いずれも抽選により決定いたします。

### 5. その他

- (1) 住宅建築については、住宅金融公庫等の融資も利用できます。
- (2) 金融機関の融資による抵当権は、土地に対しては設定できません。
- (3) 佐志ニュータウンの温泉付の区画は、今回の募集の対象外です。

### 6. 団地の詳細

募集にかかる3つの団地の区画等は、12ページの略図をご覧ください。

### 7. 問合せ先

さつま町役場定住促進室定住促進係  
TEL 0996-53-1111 内線2224, 2225

